

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

75

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の権限の都道府県から指定都市への移譲

提案団体

名古屋市、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市

制度の所管・関係府省

内閣官房、厚生労働省

求める措置の具体的内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の都道府県知事の権限を、希望する指定都市市長に移譲できるようにすること。

具体的な支障事例

都市部においては感染拡大のスピードが早いため、特に機動的かつ柔軟な対応が求められるところであるが、クラスターの発生など感染拡大が懸念される業種・施設に対する閉館等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6において民間の事業者への休業要請等は都道府県知事の権限とされているため、市有施設等については市で対応可能だが、民間の類似業種・施設等に対しては、市から要請できず、市有施設と一律に感染拡大防止のための対応を求めることができない。

実際に、当市においては、福祉施設やスポーツジムでクラスターが発生した際に、従事者・利用者ともに他施設と掛け持ちの可能性があるため、感染拡大防止の観点から、他の市有の福祉施設やスポーツ施設を休業したが、民間の施設に対しては、同様の対応を求めることができず、十分な感染拡大対策を講じる上での支障となった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口が集中する指定都市において感染拡大が懸念される業種・施設の感染を迅速に抑え込み、より効果的な感染拡大対策を講じることができる。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条、第31条の6、第45条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、沖縄県

○当市では、第6波の感染拡大期において、まん延防止等重点措置の適用を国に要請すべきと考えていたが、県の見解は異なり、結局要請はなされなかった。

また、まん延防止等重点措置の適用時にも、飲食店に対する時短要請の対象区域について、県との調整に時間を要したことがあった。

各府省からの第1次回答

新型インフルエンザ等は、全国的かつ急速にまん延するおそれがある感染症であるが、こうした感染症に的確かつ迅速に感染防止対策を講じるには、広域的な対応が必要である。

そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づき(第18条第2項)、具体的な措置については、広域自治体である都道府県が一元的に実施するという役割分担の下で対策を実施していく仕組みとしており、休業要請等の権限も都道府県知事のみが有することとしている。

国としても、引き続き、都道府県が地域の実情に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止重点措置を講じることができるよう、都道府県と連携し対応してまいりたい。

また、指定都市が都道府県と密な連携をとれるように、引き続き都道府県への指導もしっかりとしてまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

76

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲

提案団体

名古屋市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、神戸市、岡山市、熊本市

制度の所管・関係府省

内閣官房、厚生労働省

求める措置の具体的内容

新型コロナウイルス感染症の対応に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)における都道府県知事の権限等のうち、軽症者宿泊療養施設の確保に係る権限(感染症法第44条の3)、臨時の医療施設での医療提供に係る権限(特措法第31条の2)を希望する指定都市市長へ権限移譲することを求める。

具体的な支障事例

感染症法により宿泊療養施設は県において確保することとなっているため、当市は県に対し早期の設置を求めていたが、感染状況に応じた迅速な設置がなされなかった。
第5波において、県に対し特措法に基づく酸素ステーションの早期の設置を求めていたが、感染のピークを1か月近く過ぎてからの設置となり、また、酸素ステーションへの重症患者の緊急搬送について消防救急隊との調整もできていなかったことから、十分に利用されなかった。
県の設置する宿泊療養施設を臨時の医療施設とすることについて、県の理解が得られず、当該施設では往診による対応を取らざるを得なかったため、対象が入院患者に限定されている治療薬の投与等、患者の症状に合った必要な診療を十分に行えなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

感染拡大のスピードが速い都市部での感染者急増に備え、宿泊療養施設の早期設置が可能となる。
市域内に多数のホテル等を有する指定都市が宿泊療養施設の設置を担うことにより、県・指定都市が役割分担しながら機動的な軽症者対応が可能となる。
指定都市による臨時の医療施設の提供を可能とすることで、酸素ステーションについて臨時の医療施設として、より早期の設置が可能となる上、消防救急隊との調整等、他の必要な措置も含め指定都市が一貫して対応することができ、県の負担軽減にもつながる。
状況に応じ、指定都市自らの判断で宿泊療養施設や酸素ステーションを臨時の医療施設とすることができれば、入院を要する投薬治療等の実施が可能となり、患者の搬送先を確保することができる。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条、第31条の2、第31条の6、第45条、第54条、第55条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、浜松市

—

各府省からの第1次回答

新型コロナウイルス感染症対策においては、都道府県のほか、保健所設置市区において、行政検査、入院勧告や自宅療養者の健康観察等を行っていただく中で、国と自治体が連携して対応してきた。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者に対する医療提供体制の確保等については、広域的な観点が必要であり、都道府県が大きな役割を担っている。

宿泊施設については、新型コロナウイルス感染症の患者の病状や、県内全域の感染者数、医療提供体制の確保の状況等を踏まえつつ、広域的に調整することにより、過不足なく効率的に確保できると考えられることから感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第7項において、都道府県知事が必要な宿泊施設の確保に努めなければならないこととしている。

一方で、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その10）」（令和3年3月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示しているとおり、本規定によって指定都市を含む保健所設置市区において自ら施設を確保しようとすることは一義的に妨げられるものではなく、都道府県と保健所設置市区の合意の上で、保健所設置市区が宿泊施設の確保を行うことは可能である。

保健所設置市区においては、必要に応じて都道府県との間で調整・連携して対応いただきたいと考えている。臨時の医療施設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の2第1項の規定において、新型インフルエンザ等緊急事態において、多くの感染者及び死亡者が発生することが想定されることから、こうした事態に的確に対応すべく、比較的広域的な性格を有する都道府県知事に対し、臨時の医療施設において医療を提供する責務を有することを示すものである。

一方で、都道府県が臨時の医療施設を開設し、同条第2項の規定に基づき当該施設の運営を市区町村に委託することは可能であり、実際に都道府県が設置した臨時の医療施設について市区町村が運営しているケースもある。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の対応においても、令和2年5月に神奈川県で臨時の医療施設を開設以降、ピーク時には33都道府県で82施設（6,270人分定員）が確保されたと承知している。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

国の計画変更に伴う変更や組織改編に伴う変更など、県として独自性を出す要素がない変更や明らかに軽微な変更を行う場合があるが、特措法7条9項では、変更を行う際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を(必ず)聴かなければならないこととなっているため、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう提案する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第9項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県

○組織改編に伴い変更を必要とする事例が生じているが、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう求める。

各府省からの第1次回答

ご指摘のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項に基づき、都道府県が新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画(以下「同計画」)を改定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされている。
ただし、その方法や手続き等については具体的に規定していない。したがって、都道府県行動計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への意見の聴き方を柔軟に変更することは可能である。